

|                                                                                              |          |                     |             |       |     |        |                                                                                     |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------|-------------|-------|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <br>ケアワーク弥生 | 文書<br>名称 | カスタマーハラスメントに対する基本方針 |             | 文書番号  | ページ | 1/1    |  | 別添 |
|                                                                                              |          | 識別                  | 株式会社ケアワーク弥生 | YM006 | 版   | 1      |                                                                                     | 有  |
|                                                                                              |          |                     |             |       | 改訂日 | R7.6.1 |                                                                                     | 無  |

## 1. はじめに

当社は、「利用者様に満足いただける安心の介護サービスを提供する」という基本理念の下、安全・安心な介護サービスを提供するため、お客様の要望に真摯に対応し、より満足度の高いサービスの提供に向けて取り組んでいます。また、お客様からお寄せいただくご意見・ご要望は、当社のサービスの改善・品質向上において、大変貴重な機会と考えております。

一方、一部のお客様の要求や言動の中には、従業員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、従業員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして著しく不当である行為は、従業員の就業環境を悪化させるだけでなく、安全・安心なサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねない重大な問題であります。

従業員の安全な就業環境を確保することで、従業員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客様との関係をより良いものとするにつながると考え、株式会社ケアワーク弥生における「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めました。

## 2. 当社におけるカスタマーハラスメントの定義

当社では、カスタマーハラスメントを「お客様から従業員に対して行われる著しい迷惑行為であって、従業員の就業環境を害するもの」と定義します。

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・ 暴力行為
- ・ 暴言・侮辱・誹謗中傷
- ・ 威嚇・脅迫
- ・ 従業員の人格の否定・差別的な発言
- ・ 土下座の要求
- ・ 長時間の拘束
- ・ 社会通念上相当な範囲を超える対応の強要
- ・ 合理性を欠く不当・過剰な要求
- ・ 会社と本人の同意なく従業員の個人情報を聞き出す行為
- ・ 会社と本人の同意なく従業員の画像や動画の撮影をする行為
- ・ 会社や従業員の信用を棄損させる内容や個人情報等をSNS等へ投稿する行為
- ・ 従業員へのセクシャルハラスメント、SOGI※ハラスメント、その他ハラスメント、つきまとい行為 など

※「SOGI」（ソジ）は、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称

## 3. カスタマーハラスメントへの対応（社内）

- ・ カスタマーハラスメントを受けた場合、従業員のケアを最優先します。
- ・ 従業員に対して、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法の研修を行います。
- ・ カスタマーハラスメントに関する相談窓口の設置や警察・弁護士等の連携など体制を整備します。

## 4. カスタマーハラスメントへの対応（社外）

- ・ 問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、当社でカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。
- ・ さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家（弁護士等）と連携の上、毅然と対応します。

令和7年6月1日から施行する。